

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会(平成28年度第4回) 議事録

1 日時 平成28年12月19日 午前10時から午前11時30分まで

2 場所 東京都庁第二本庁舎23階 23A会議室

3 出席者

(委員) 大屋委員、吉田委員、小野田委員

(東京都) 成澤大気保全課長、阪口課長代理、村山課長代理、仲井課長代理、小熊主任

4 議題

- (1) 「低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会の組織及び運営に関する要領」の一部改正について
- (2) NO_xに関する同等機種のパワーの同一性の判断について
- (3) 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定申請の状況について
- (4) 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定審査について
- (5) その他

5 議事

○阪口課長代理 時間になりましたので委員会を始めさせていただきます。

本日、森吉先生と草鹿先生はご欠席の連絡を頂いております。また吉田先生からは若干遅れるとの連絡を頂いております。

後程議事の中でもご説明させていただきますが、今回から本委員会は一部を除き公開ということで行うこととなっております。なお本日は傍聴者の方はいらっしゃいません。

それではお手元の資料の確認をお願いいたします。

1枚目が会議次第、A41枚のものとなっております。その下がホチキス止めをしていますが資料1と右上に掛かっているもの、資料2と書かれているもの、資料3と書かれているもの、資料4はA41枚となっております。資料NOを打っていないのが28年度第1回の議事要旨、第2回の議事要旨。参考資料1、こちらが認定要綱です。参考資料2、A41枚のもので公開条例です。

ホチキス止めをしていない資料でA3横長のもの認定基準、以上が本日の資料となっております。足りないものはございませんでしょうか。

それからお手元のパイプファイル、こちらが認定申請書等企業情報を含む資料ですが、委員会限りの資料となっております。また委員会終了時には回収させていただきますのでご了承ください。

それでは開会に当たり大気保全課長より一言ご挨拶させていただきます。

○成澤大気保全課長 本日は年末のお忙しい中、第4回目の認定委員会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。今、阪口の方からございましたとおり、東京都では審議会等の会議につきまして都民の皆様により一層の情報公開を推進していくという趣旨で本委員会につきましても今回の会議から企業情報を取り扱う議事の部分を除きまして公開ということで行わさせていただきたいと考えております。またこれに伴いまして議事録につきましても認定審査に係る議事を除き、公開することとしております。

このことにつきましても後ほど本委員会の組織及び運営に関する要領を改正させていただきたいということをご確認を頂きたいと思っております。

また、本日は前回の委員会で課題となりました、NO_xに関する同等機種のお考え方、バーナーの同一性の判断につきまして、今後の審査会での取り扱いのお考え方を事務局としてまとめさせていただきまして後程ご議論をお願いしたいと思っております。

本日の委員会は前回の委員会以降に申請のありました、蒸気ボイラーとガスヒートポンプ10件、継続審査となっております冷温水発生機8件につきましても審査をお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○阪口課長代理 それでは以後の議事進行につきましても大屋委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○大屋委員長 それでは早速議事に入らせていただきます

第1議題について事務局より説明をお願いいたします。

○村山課長代理 それでは資料1をご覧ください。

先ほど課長からの挨拶でも触れさせていただきましたが、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会、本委員会につきましても東京都全体の方向性という中で原則公開していくという方向性が定まりましたので、本委員会についても一部を除き公開という形で、その考え方に基つき要領を改定してございます。

資料1、1枚目と2枚目が改定後の要領を付けさせていただきます。

改正日は11月29日付けということで事後の報告となっておりますがご了承ください。具体的にどこが変わったかというところはホチキス止めの3枚目に新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。

第1から第6までは現行通り、従前の第7以降につきましても現行通りとなっております、その間に第7「開催方法」、第8「議事録及び会議資料」ということで公開の部分を付け足す形となっております。

開催方法につきましても第7「会議は、東京都情報公開条例第7条第3号に係る案件を調査審議する場合を除き、公開とする」という形にさせていただきます。

この件につきましても参考資料2に東京都情報公開条例の抜粋を付けさせていただきますので併せてご覧ください。

東京都の方に情報公開の開示請求があった場合に非公開とする部分を各号に定めているところですが、そのうち第三号、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」という形で規定させていただいております。

但し書き以降イ、ロ、ハにつきましては、そういった情報であっても公の観点から公開することもあるという、例外の例外規定を設けさせていただいているところですが、基本的に法人の競争上の地位等を損なうと認めるものについては非公開とするという扱いが定められているところがございます。

本委員会での検討事項につきまして、個々の機器を審査する部分につきましては詳細な図面、あるいは技術上のノウハウを取り扱うこととなりますので、この部分につきましては要領に定める公開条例の第7項第3号に係る案件に該当するというので、今後も非公開という形で行わさせていただくこととなります。

議事録、会議資料の部分でございますが新旧対象表の第8「会議ごとに議事録を作成することとする。2議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。3前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。4前2項の規定は、会議資料等について準用する」という形にさせていただいております。今の第3号を含めてその他個人情報であるとか犯罪等に係る情報があった場合には議事録等から除くという形になっております。

今回以降の資料につきましては原則として配布資料の中ではこういった情報に当たる部分は除く形で整理させて頂こうと思っておりますが、場合によっては一部が非公開となる可能性があります。また議事録につきましても個々の機械の審査をしている部分につきましては非公開という形で取り扱わせていただくこととなりますのでご了承ください。

議事の1番につきましてのご説明は以上でございます。

○大屋委員長 どうもありがとうございます。公開条例に伴う改正でございますので、委員会もこういった考え方のもとに進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

○小野田委員 はい。

○大屋委員長 では次お願いします。第2議題ですね、NO_xに関する同等機種のバーナーの同一性の判断についてということで説明をお願いします。

○村山課長代理 続きまして資料2をご覧ください。タイトルとして「NO_xに関する同等機種のバーナーの同一性の判断について」とさせていただいております。

検討の経緯というところがございますが、認定申請に当たっての判断等を事業者に対して公平に提示する必要があることから、東京都の方では「低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定に係る申請時の留意事項について」といったものを決定いたしまして、業界団体等を通じて各申請者に周知しているところがございます。

この中で小型ボイラー類については、定格燃焼量及び定格熱出力以外の全ての要目が同一である機種について「NO_xに関する同等機種」という形で定義づけしまして、既に認定されている機種、これはその回に同時申請されているものを含みますが、と「NO_xに関する同等機種」であり、かつ、バーナ一定格燃焼量がより小さい機種については、NO_x排出試験を省略できることとしてきております。

同等機種の判断において、バーナの型式、型番、構造これが同じでなければならないとしているところではありますが、この判断についてはカッコ書きの中で、「厳密に同じである場合のみでなく、燃料の燃焼量の違いから厳密には同じでないものの、燃焼室内の燃焼機構や燃焼状態がほぼ同じであるものを含む。詳細は個別の事例ごとに判断する。」という風に規定しております。

(この間に吉田委員到着)

この規定は平成23年11月の改正で付け加えられております。

この部分の取扱いにつきまして、平成28年度第3回委員会において、複数の委員から、「バーナの保炎板形状等はNO_x低減の本質にかかわる事項であり、燃焼室内の火炎形状や燃焼状態に大きく影響する可能性がある、若干のサイズ差であってもNO_x排出濃度が同等とは見なせないのではないか」といったご指摘を頂いているところでもあります。

これまでの過去の状況を振り返って見たのですけれども、燃焼室熱負荷などの影響の方が先端部の形状より相対的に大きいであろうとの認識から、構造が厳密には同じではないバーナについても、規定上の同一とみなしまして、定格燃焼量最大の機種以外では排出試験の省略を認めてきているところですが、具体的なNO_x排出量の数値に基づく検討は十分なされていないという状況でございました。

こういった経緯を踏まえまして、最後の下の四角の中でございますが、「低NO_x・低CO₂燃焼機器」を認定し、普及促進を図っていくという、この制度の施行を図っていくに当たりまして、認定基準への適合をより詳細に確認する必要があるのではないかと、そのためNO_xに関する同等機種に係るバーナの構造の同一性の判断について、次の案のとおり取り扱うこととしたい、という風に事務局の案を書かせていただいております。

2枚目をご覧ください。

今後の取り扱い案というところですが、「NO_xに関する同等機種」の判断に当たっては、バーナの構造について、燃焼に係る部分の構造が厳密に同じである場合に限り、同一であると扱うこととする、といたします。

具体的には、「申請時の留意事項」を別紙のように改定するという事で後程説明させていただきます。

この取扱いの変更につきましては、改定後に業界団体へ周知しまして、その後の申請、具体的には平成28年度第5回認定分から適用することとしたいと考えております。

従前の取扱いに基づきまして、バーナの構造が厳密には一緒でないがNO_x排出試験を省略して認定されている機種につきましては、今後、そういった機種と同一あるいは同

等といったことで認定申請があった場合には、排出試験の省略をせずに実施していただくようにしたいと思います。

最後になりますが、今後、この取扱いにより厳密には同一ではないバーナーに関してNO_x排出性能のデータが蓄積された場合には、再度検討していきたいと考えております。

1枚めくっていただいて、別紙に現行の留意事項の該当部分に見え消しの形で入れております

あまり直接今回の件と関係のない部分も入れておりますが、一番具体的にはもう一枚めくっていただきまして付表の部分、申請時に係る燃焼機器の区分のうち下の注意書きのところでございますが注3と書かさせていただいている部分、従来同等機種 of バーナーの型番についてという形で書かさせていただいたのですが、ここに関して、「効率に関する」ということを付け加えさせていただいております。

それによってNO_xに関してこの注3は適用されないということで文章は整理させていただいておりますが、効率に関する同等機種の判断に当たっては次のページに掛かりまして、「定格燃焼量の差異に伴ってバーナー先端部の形状、寸法等に若干の差異があるが燃焼室内の燃焼機構がほぼ同じであると認められる機種については、バーナーの形式、構造が同一であるとみなす」といった形で、あくまで効率に関する同等機種の判断に限ってこの考え方を適用するといった形にしたいと考えております。

事務局の方からの説明は以上になります

○大屋委員長 かなり重要な部分ですので少し丁寧に審議していただければと思います。

○吉田委員 資料2の3番目ですが、「厳密に同じである場合のみでなく、燃料の燃焼量の違いから厳密には同じでないものの、燃焼室内の燃焼機構や燃焼状態がほぼ同じであるものを含む」と、燃焼室内の燃焼機構や燃焼状態がほぼ同じであるという判断がこういう申請書類からはわからない。

○村山課長代理 資料2の1枚目のマル3につきましては従前からそのように書かせていたというところでカッコ書きに入れさせていただいているもので、NO_xの排出に関しては今後この考え方はとらないようにしたいと考えているところなのですが、資料の後ろから二枚目をご覧ください、付表の改正案の新しい注3のところでございますが、若干文言は修正させていただいておりますが、効率に関しては引き続きそういった形を取らせていただきたいと思いますと考えておまして、文言としては、「効率に関する同等機種 of 」、削除続きまして、「判断」に繋げまして、「判断に当たっては、定格燃焼量の差異に伴ってバーナー先端部の形状、寸法等に若干の差異があるが燃焼室内の燃焼機構がほぼ同じである」と書かせていただいておりますが、これでも難しいということになりますでしょうか。

○吉田委員 ごめんなさい、私がいま申し上げたのは古い規定ですね。今度は注3のようになったということですね。

燃焼室内の燃焼機構、ちょっと学問的に考えると燃焼機構というのはかなり難しいもので、どちらかというところ「燃焼状態」ではないかと思うのですけれども。

それがバーナー先端の形状を若干変えた時に変える前と変わっているかどうかというのが判断できる資料がこの中にありませんよね。

○村山課長代理 おっしゃられるのは厳密な燃焼の、火炎の状態がどうかとかですね。

○吉田委員 最後に構造が同一であると見なすという判断の基準になるデータ、資料がないから、こういう判断できないのではないかなと思います。

○成澤大気保全課長 この部分なのですけれども、従前同等機種判断にあたりまして、厳密に同じなもの以外でも燃焼室の燃焼室負荷の同じものを含むといったあいまいなくくりだったのでしたけれども、それに関しては平成23年11月に改正をした際に、効率に関する差異に関してはデータに関して大きな差異はないという、データを踏まえてこういう判断でいいんじゃないかと変えたのですが、それが今の付表の表現だとNO_xについてもあいまいさの中で同等と認めると読めてしまってそれが故に前回申請が従前と同じ形で上がってきてしまった。今後の審査に関してはNO_xに関しては厳密なもの以外は駄目ですよ、ただ効率に関しては従前の審査通り若干のあいまいさに関しては引き続き認める方向でいきたいというのが事務局の趣旨なのですけれども、その方向性についてはいかがでしょうか

○吉田委員 効率に関してはこれでもよろしいかと思います。

○村山課長代理 効率ですのでボイラーの釜の方の形状が同じ、燃焼室の形状が同じで、バーナーも大体同じような燃やし方をしていて、燃料消費量熱出力が小さいものといったイメージで書かせていただいております、ただ燃焼量が小さいといってもバーナー形状が全く違う場合ですと効率についてもそこまで認めてしまうのはどうかといったことから若干条件づけさせていただいているところがございますが、燃焼機構と書かせていただいたところは燃焼状態の方が妥当だというご意見でしょうか。

○大屋委員長 微妙ですね、燃焼機構と書くと基本的過ぎて逆にみなさん何とでも解釈してしまうのではないかという感じがしますね。

○小野田委員 「状態」だとそういう議論はなくて済むかなと思います。

○村山課長代理 それではこの部分については「燃焼状態」という形で訂正させて頂いて改正をしたいと思います。

○小野田委員 誰が判断するのかというと、基本的にはメーカーさんから上がってきた資料をもとに事務局とこの委員会で判断するという事なので、先ほど吉田先生がおっしゃった効率の問題にしても、その判断できる根拠がどういう形なのかということによって、解釈自体が変わってきてしまうのではという気がしたんですが。

例えばご説明なかったけれども、前回メーカーから出てきたような詳細な情報は、これは毎回出てくる訳ではないですよ。

○村山課長代理 これは全ての申請に必ず添付されるものではないのですが、例えば同等であるがバーナーが前回と違うという場合などにはこういった形の資料は取るようにさせていただくということになります。

○小野田委員 だから資料自体はこれでいいのかなと思っているのですけれども、実際の運用の時、例えばこういう変更があった場合はきちんと申告するようにしなさいとか、そういう運用上の注意は必要かなと思います。

○村山課長代理 窓口や担当者とのやり取りの中で今後はより慎重にチェックいたしまして、差異があれば説明する資料を出させるような形で対応していきたいと思っております。

○大屋委員長 若干細かいことになるのですけれども、付表のところで窒素酸化物、CO₂、とありますが、これどちらかに統一しなくて良いですか？

○村山課長代理 ここはこれまでNO_xと書かせていただいていたのを窒素酸化物と改めたのですが、パイプファイルの申請書の方をご覧いただきたいのですが、申請書の1枚目になりますけれども、私ども様式の中で現状NO_xに関しては窒素酸化物低減方式と、効率に関してはCO₂低減方式と書かせていただいておりますので、当面この文言に合わせさせていただきます。様式についても若干いろいろと不備が出てきておりますので、様式類、要綱類の整理についても今後させていただこうと思っております。

○大屋委員長 それと燃焼室の構造・容積というのは、点なんでしょうか、これは and という意味ですよ。標記の統一を取っていただければ結構です。

それから定格燃焼消費量がないのですがこれはよろしいのですか。

○村山課長代理 定格燃焼量についてはボイラー等の方の付表の一番下のところにバーナーの定格燃焼量を設けてございます。同等の判断についてはここは違っていてもいいよという形になっておりますが、一枚戻っていただいて文書の部分でございまして、例えばNO_xですと1番ですが、「新たに認定申請する機種が、既に認定された機種と同等機種であり、かつバーナー定格燃焼量が既に認定された機種より小さい場合は」という形で、より小さい方の機種を認定する場合は省略できるという形で文章の方で書かさせていただきます。

○大屋委員長 エコマイザーに関しては？

○村山課長代理 以前の注3の部分ですが、「エコマイザーを付属することによりバーナー定格燃焼量を減少させる場合及び熱出力を増加させる場合は、他の同等機種の条件を全て満たせば、NO_xに関する同等機種とみなす」としているのですが、その上の注2のところで「NO_xに関する同等機種のみ差異により伝熱面積が異なるが燃焼室の構造、容積は同一である機種については、伝熱面積が同一であるとみなす」という形の規定を設けておまして、ここに包含される内容であろうということで、この部分は削って、新しい注2がNO_xに関する同等機種の若干同一の拡大できる、新しい注3が効率に関して若干拡大できるという形の整理をしています。

○大屋委員長 これで読んでしまうのですね、読めないことはないと思いますが。最近増えてきた技術ですから何か記載を残してはいかがでしょうか。

○村山課長代理 注2の中で燃焼室の以外の部分の差異のところ括弧でエコマイザー等と例示するという形でいかがでしょうか。

○大屋委員長 そうですね、括弧の中に入れるといいです。わかりやすくしていただければよろしいです。

他にございますか。

○吉田委員 この表のバーになっている部分は判断しないということですか

○村山課長代理 そうです、ここは同じでなくてもよいと。バーの部分に関係しまして燃焼制御方式につきまして従来NO_xや効率に関して全て同一であると定義しておりました。私どもの方で求めている試験方法がNO_xの排出試験につきましても効率の試験につきましてもいずれも定格の最大負荷の時に試験をしていただくことになっておりまして、燃焼制御方式が比例方式とか何位制御といった形の差異があったとしても、試験の結果に差異が出てこないところでございまして、同等機種のところについては異なっても構わないのではないかと判断したところですが如何でしょうか。

○吉田委員 そうすると部分負荷特性というのはわからないのですね。

○村山課長代理 そうですね

○吉田委員 部分負荷特性は制御方式によって変わってくる可能性はありますが、規制はそうせざるを得ない。それはしょうがないでしょうね。

○村山課長代理 実際のNO_x排出量であるとか、効率といったところは変わってくる可能性は当然あるかと思いますが、私どもの求める試験の方法では理論的に差異が出ないところでございますので。

○吉田委員 これが100%、50%両方で判断するなどというのであれば燃焼制御方式は重要なファクターになってくるが、試験方法の規定がない以上、必要ないということですね。

それからNO_xに関する同等機種のところでは定格熱出力が同じ、バーナーが同一だったら定格熱出力は同じになりませんか。

○村山課長代理 バーナーとしては同じものを使っていて、流量設定等で絞って運転しているような機種を想定しています。

○大屋委員長 バーナーのところでは定格燃焼量と書くからまずいのかなという感じがして、外出しにした方がいいのではないのですか。

○村山課長代理 現状では様式の中でバーナーの中の一項目としているのですが、ここも要綱を検討の際に整理させていただいて、外に出して定格燃焼量は定格燃焼量という項目にしようと思います。

○吉田委員 同じバーナーで定格熱出力を変えてしまうということは、そのバーナーにとって見ると部分負荷になるわけですね。部分負荷状態が100%負荷の時とNO_xの排出特性が同じであるという前提になるのですか。

○村山課長代理 同じか、より小さいか。

○吉田委員 そうですね、それは言えますかね？

○大屋委員長 負荷が下がれば下がるというのは、おそらく大丈夫ではないでしょうか。

- 吉田委員 変な燃え方をするなどというのはないのでしょうか。
- 大屋委員長 COに関して値は申請書に出ているんですよね。
- 村山課長代理 試験をした場合は出てきますので、燃焼量の大きい方の機種に関してはCOを含めてチャートを出してもらっていますが、小さい方を省略とした場合には試験をしておりませんのでCOの数値は出てきません。
- 大屋委員長 省略できるわけですね。今までそれで特に問題はなかったようですから。
- 吉田委員 先ほど大屋先生がおっしゃられましたけれども、私も定格熱出力と定格燃焼量は同格というような気がします。
- 大屋委員長 普通はそうですね。
- 吉田委員 捉え方としてバーナーに供給する燃焼量と、燃焼装置としての出力という意味なのでしょうか。定格燃焼量というのはバーナー固有の問題ですか。
- 阪口課長代理 本来であればボイラー本体に係わずバーナー固有の燃焼量があると思いますが、ここではあくまでボイラー本体の熱出力に合わせた設定も含めた意味での定格燃焼量という形で使っていますので、おっしゃるようにバーナーの中に書いてしまうと誤解を招くというのはそのとおりでと思います。将来的にはその辺を整理しまして申請書の方も変えてバーナーの項目ではなく本体としての定格燃焼量として記載させるように変更させていただきます。それには要綱等を整理させていただきますので少しお時間を下さい。
- 大屋委員長 それと資料2の2枚目の黒ポチの4番目、これは測定していただくに越したことはないのですが申請者側に費用の負担が過分にかかるということもありますよね。以前に認定された機種の測定データと今度申請する測定データを公的機関ではなく自社で測定したデータを出してもらえれば良いような気もするのですが、自社では測定していないのですか。
- 村山課長代理 例えば審査の際に付帯意見として出荷時に検査をするようご意見を頂くこともありますし、基本的には自社の方である程度持っているものとは思っておるのですが、自社測定を含めて提出できるデータはないとの回答もありました。
- 大屋委員長 計量証明をとるとかなり高くなるのですよね。
- 阪口課長代理 排ガスの試験ですとそれほど高くないです。特にボイラーの場合ですと何機種かまとめて申請されることも多いので同じ日に複数の台数測るというのであれば派遣費用も共通でできますので、それほど大きな負担にはならないと考えております。
- 大屋委員長 特に負担にならないのであれば測定していただいた方が一番安心できますね。どうもありがとうございました。他に意見ありますか。
- ではとりあえずこれで進めていただいて、後で気づいた点がございましたら委員会終了前に発言頂くということで。
- それでは次の議題に移ります。
- 村山課長代理 議事の3番の低NOx低CO₂小規模燃焼機器認定申請の状況についてということで、前回の委員会以降に申請のあった機種の概要について資料3でご説明させ

ていただきます。

資料3をご覧ください。1枚目に概要ということで前回委員会以降に申請のあった機種の数を書かせていただいております。

グレードAAの区分で蒸気ボイラー、ガス燃料のものについて3型式、内燃機関GHPにつきまして7型式ということで、代表型式10型式分の申請がございました。

2ページ目でございますがそれぞれの機種のNO_x削減対策の状況でございます。今回申請のあった機種がグレードAAのみでございましたので申請区分ごとの表は用意してございません。小型ボイラーにつきましては蒸気ボイラー3型式のうち完全予混合のものが1型式、緩慢燃焼のものが2型式でした。内燃機関類については全て希薄燃焼ということでした。

次のページをご覧ください。CO₂削減対策効率の部分でございます。蒸気ボイラーにつきましては全てエコマイザーの採用ということになっております。内燃機関につきましては全て熱交換システムの改善ということでした。申請の概要は以上でございます。

○大屋委員長 どうもありがとうございました。

それでは第4議題の方に入りたいと思いますけれども、第4議題については先ほどの情報公開の規定に基づきまして非公開にする必要があるのでしょうか。

○村山課長代理 議題1の中で説明させていただきましたとおり、個々の機器の審査につきましては申請書に詳細な図面、申請者の技術上のノウハウ、そういった情報が含まれておりまして、これらの情報を取り扱うということから、改定後の要領に定めております東京都情報公開条例第7条第3号に定める事業活動情報に該当すると考えますので事務局としては非公開で行う必要があると考えております。

○大屋委員長 今の事務局のご提案に異議ありませんでしょうか。

それでは議題につきましては非公開扱いとさせていただきます。

(この間議事4について討議)

○大屋委員長 では今後の議題ですけれども公開でよろしいでしょうか。

ではここまでの議題を非公開として扱います後は公開ということにしたいと思います。

○村山課長代理 議事の5番目のその他という部分でございますが、まず資料4に前回開催しました第3回の委員会の議事録を今回要旨という形で取りまとめております。ご確認をお願いいたします。こちらの方は既にメールで各先生の方に送らせておりましてご確認をお願いしているところですが、何かご訂正、ご意見等はございますでしょうか。

○大屋委員長 この議事については各先生からOKは全員頂いていますか。

○小熊主任 一部の先生からまだ返事を頂いておりませんが、今のところ修正意見は頂いていないです。

○村山課長代理 確認のお返事を頂いていない先生方のご意見を確認させていただいたう

えで公開させていただければと思います。一週間を目途に公開させていただければと思います。先生方からも追加でご意見あればそれくらいを目途にご連絡を頂ければと思います。

○大屋委員長 ではそういう形で進めさせていただきます。

○村山課長代理 それではそういった形で本日はご意見ございませんが追加でご意見があれば頂いた上で議事要旨の方 HP に今後公開させていただくようにいたします。ご了承ください。

前回分までは議事要旨という形でまとめさせていただきましたが、本日以降につきましては議事録ということで発言者のお名前と発言内容という形で取りまとめさせていただきます。引き続き事務局の方で議事録取りまとめまして各先生方にメールでお送りさせていただきます。ご確認いただきまして修正検討も含めて取りまとめまして次回の委員会の席でご了承いただき、その後公開といった形を取らせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次回の本年度最後の第5回の委員会の時期ですが日程調整お願いしているところがございますが来年2月中旬ごろに開催できればと考えております。

事務局の方で用意しました議題は以上となっております。

○大屋委員長 どうもありがとうございました。

では進行の方事務局にお返しいたします。

○村山課長代理 大屋委員長ありがとうございました。

○阪口課長代理 本日はご審議いただきましてありがとうございます。

本日の委員会につきましては以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。